

令和 4 年 6 月 16 日現在

機関番号：32629

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23148

研究課題名(和文) フランスにおける適法性の原理の展開 法律と判決の関係から

研究課題名(英文) The principle of Rule of Law in French administrative law

研究代表者

高畑 柊子(Takahata, Shuko)

成蹊大学・法学部・講師

研究者番号：00844929

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、フランス行政法における法律と判決の関係を解明することで、フランスの「適法性の原理」の内実をさらに明らかにすることを目指した。具体的には、判決をも行政の従うべき法と位置づけるという「法」の実質的理解によって、フランスの「適法性の原理」の貫徹が越権訴訟において試みられてきたこと、および、その背後にはあくまでも法律に淵源を求める立場がなお有力な見解として存在する一方で、行政法の法典化の文脈においては、コンセイユ・デタが形成した判例法を「既存の法」として整理しなおす傾向が強く、法典化と判例法形成の循環により非常にスピーディーな法の発展が実現していることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、取消訴訟の実効性を主観法的観点から担保しようとする伝統的な見解とは異なり、適法性を回復させるという客観法的観点からの試みがもうひとつの視座としてありうることを示したという点で、理論的意義を有する。

また、とりわけフランス都市計画法典に係る研究からは、法の解釈と定立の迅速な循環による法の発展の可能性がうかがえ、わが国の立法府・裁判所に対する有益な示唆を与えうる点で、社会的意義を有する。

研究成果の概要(英文)：In this study, I aimed to further clarify the substance of France's "Rule of Law" by clarifying the relation of law and judgment in French administrative law. Specifically, the French "Rule of Law" has been formed by the substantial understanding of the law(droit). While there is still a strong view that emphasize the relation of law and judgment, there is a strong tendency to reorganize the case law formed by the Court as an "existing law" in the context of the codification of administrative law. I pointed out that the cycle of codification and the formation of case law has led to the realization of very speedy development of the law.

研究分野：行政法、フランス行政法

キーワード：適法性の原理 行政訴訟 取消訴訟 フランス法 判決の実効性

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本における適法性の原理を語る上で問題とされてきたのは、立法権と行政権の関係であり、裁判権の位置づけは副次的なものであった。主題化されたとしても、それは法律と憲法との適合性の問題にとどまる。ドイツ法を継受したこうした日本法とは異なり、フランスの「適法性の原理」は、古くから、裁判権をも重要な要素と位置づけてきた。行政訴訟における裁判官が、適法性の原理のなかにどのように位置づけられるかという問いが日本で論じられてこなかった背景には、ドイツ流の「法律による行政の原理」に内在的な限界がある。

その限界は、深刻な問題として表れている。今日の裁判例によれば、取消判決に適合しない行政の行為に対し、原告はその違法性を裁判所に訴える利益を有しない。判決の実効性は担保されず、原告は実際に十分な結果を得ることができないのである。これは、取消判決が、行政過程の一部を切り取り、それのみを取り消すという性質上、その後の法関係の修正は行政が担うという訴訟構造に由来する。こうした問題を前に、「法律」による行政の行為の限定づけという射程のみを有する日本の「適法性の原理」は、何らの理論構成も示すことができず、原告の権利利益の救済という抽象的理念のみで問題の解決を試みている。そのため、訴える利益はないとする裁判所のロジックを切り崩すことができずにいる。基礎理論の構築が遅れる背景には、日本では裁判後の行政過程に対する関心が極めて低く、判決の実効性という問題群自体、近時になってようやく認識されたという経緯がある。

(2) しかし、フランス法は、判決に従わない行政の行為は、「適法性の原理」に反するというロジックを梃子に、20世紀以降、裁判所が自らの判決の実効性を確保してきた。それを可能としたのは、レガリテ・ブロックを「法律 (loi)」に限定する考えから、「法 (droit)」へと拡大した学説の転換である。レガリテ・ブロック (bloc de légalité) とは、行政裁判所による行政行為の審理において、その適法性の判断基準となる規範や原理の総体を指す。ここで注目すべきは、それにもかかわらずフランス法は、判例法主義を一貫して否定してきたということである。このように、ドイツと同じ大陸法体系でありながら、独自の適法性の原理を発達させたフランス法の参照可能性は、未だ十分に検証されていない。

2. 研究の目的

そこで本研究は、フランス行政法における法律と判決の関係を解明することで、フランスの「適法性の原理」の内実をさらに明らかにすることを目的とした。

適法性の原理に関する研究は、適合すべき法規範・適合対象・整合性の程度に分節することができるが、日本の先行研究が取り組んできたのは後二者であり、処分性の拡大や裁量統制の強化はまさにこの領域にあたる。その一方、適合すべき法規範に関する問題は、日本法は英米法の採用する判例法主義ではないという一点でしか論じられない。もっともフランス法も同じく、判例法主義を明示的に否定し、判決がのちの裁判官を拘束することはない。それにもかかわらず、レガリテ・ブロックには判決も含まれ、行政が判決に従うことは適法性の原理の当然の帰結であるという。これらのロジックを可能とするフランス法の理論的基盤を明らかにすることは、日本法の議論の欠を補い、適法性の原理のさらなる精緻化を図る上で不可欠であり、ひいては判決の実効性という現実問題の解決に資するものである。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、以下の三つの課題に取り組むこととした。

(1) 第一の課題は、20世紀半ばまでの行政法学説の分析である。すなわち、19世紀末以降、「一般意思の表明たる法律」のみをレガリテ・ブロックとしていたロジックの緩和が行政法学説上に登場することになるが、この具体的な内容とその理論的基礎を探究する。上記の言説は、コンセイユ・デタの判例上、取消理由のひとつである「法律違反 (violation de la loi)」における「法律」も広義に解されることで、取消判決が急増する時期と同時期のものであるため、両者の位置づけを明らかにすることも必要となる。

(2) 第二の課題は、憲法学説の分析である。改めて想起すべきは、レガリテ・ブロックの拡大が唱えられた第三共和制期 (1875年～1945年) は、法律中心主義 (議会中心主義) を象徴する時代であったということである。憲法学を中心に、法律中心主義が標榜されていた時代に、なぜ、レガリテ・ブロックの拡大が実現できたのか。当時の憲法学説の射程を正確に見極めたうえで、それらの学説と行政法学説がどのような関係に立つのか、すなわち、伝統的な「法律」概念と「判決」の関係性を明らかにすることが重要となる。

(3) 第三の課題は、以上の分析を踏まえた現代的なフランス法の分析である。フランスでは、1990年代以降の行政法の法典化によって、法律概念と判決の新たな緊張関係が生じている。フ

ランスにおける行政法の法典化の特質も踏まえつつ、法律ないし法典化と判例との関係を分析する。

4. 研究成果

(1) 20世紀中葉までの古典的フランス法の分析によって、今日までつながる判決と法律の関係性が明らかになった。

一方で、行政法学説の分析によれば、当時、マクロ的にみれば「法」の「国家」への従属ではなく、「国家」の「法」への従属が最大の眼目とされてきたこと、すなわち、国家と社会の二元論ではなく、両者の融和への接近、ひいては古典的な「法律 (loi)」概念との峻別への志向がうかがえる。こうした「法」の実質的理解は、「法律」との紐帯を主張するストラスブル学派の抵抗を受けつつも、今日までの行政法学説の基本的思考を規定している。

他方で、古典的な法律概念を基盤とする第三共和制期の憲法学説はたしかに、法律に限定しない法 (droit) 概念を行政の上位に置くことに腐心した同時代の行政法学者と対立構造にあったが、そうした憲法学説の根底にあったのは、違憲立法審査の容認への拒否感であり、法律対憲法の次元で言説が展開された憲法学説と前述の行政法学説は相互に矛盾する性質のものではない。

もっとも、行政法学説における「法」の実質的理解が直接に判例における「法律違反」の拡大 (判決をも「法律」に含める解釈) を導いたと結論付けることは適切ではない。というのも、この点、テキストに明示的に記述を残したオーリウは、法律違反の射程に含まれるのは、法律の解釈・適用であるところの法的既判事項に限られるべきと主張しており、これは広く既判事項 (判決) への違反を法律違反としてサンクションを行ってきたコンセイユ・デタのアプローチとは異なるからである。こうしたオーリウの複雑な解釈論は支持を得られなかったのだが、既判事項違反と法律違反を同列のものとして位置付けるという見方それ自体は、(まるでオーリウの主張に沿うようにして) 今日まで継承されていること、こうした背景のもとで、フランスの「適法性の原理」の貫徹が越権訴訟において試み続けられてきたことが明らかになった。

(2) 視点を現代に移して検討を加えた、フランス都市計画法典における判例法と法典化の関係からは、判例と法律の現代的なありようが明らかになった。この主題においてアクチュアルな示唆に富んでいることが都市計画分野を選択した理由である。

一方で、判例法の法的正統性としては、さまざまな見解が示されつつも、あくまでも法律にその淵源を求める立場がなおも有力とされているが、他方で、行政法の法典化の文脈においては、法律ないし法典による法規範の創造よりも、コンセイユ・デタが形成した判例法を「既存の法」として理論的に構成する傾向が強く、他の法分野における法典化とは異なる「既存の法の法典化 (codification à droit constant)」といわれる行政法の法典化の特徴が表れている。もっとも、それを即座に否定的評価につなげるべきではない。都市計画法典の解釈・立法をめぐる迅速な立法府と裁判所の応答は、法律による行政の統制という一方通行のコントロールではなく、立法府と裁判所間の協働関係と緊張関係を併存したうえで、法典化と判例法の循環によって法を発展させ、行政へのコントロールを適切に及ぼそうとするフランス流の適法性の原理の現れというべきであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 高畑 柊子	4. 巻 96(4)
2. 論文標題 フランス越権訴訟における取消判決の法理論（一）；「適法性の原理（principe de legalite）」の発展可能性に関する序論的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 100-123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高畑 柊子	4. 巻 96(5)
2. 論文標題 フランス越権訴訟における取消判決の法理論（二）；「適法性の原理（principe de legalite）」の発展可能性に関する序論的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 97-122
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高畑 柊子	4. 巻 96(6)
2. 論文標題 フランス越権訴訟における取消判決の法理論（三）；「適法性の原理（principe de legalite）」の発展可能性に関する序論的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 107-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高畑 柊子	4. 巻 96(7)
2. 論文標題 フランス越権訴訟における取消判決の法理論（四）；「適法性の原理（principe de legalite）」の発展可能性に関する序論的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 106-131
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高畑 柊子	4. 巻 96(9)
2. 論文標題 フランス越権訴訟における取消判決の法理論（五）；「適法性の原理（principe de legalite）」の発展可能性に関する序論的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 97-117
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高畑 柊子	4. 巻 96(10)
2. 論文標題 フランス越権訴訟における取消判決の法理論（六）；「適法性の原理（principe de legalite）」の発展可能性に関する序論的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 88-111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高畑 柊子	4. 巻 96(12)
2. 論文標題 フランス越権訴訟における取消判決の法理論（七）；「適法性の原理（principe de legalite）」の発展可能性に関する序論的考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 110-135
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高畑 柊子	4. 巻 97(1)
2. 論文標題 フランス越権訴訟における取消判決の法理論（八）；「適法性の原理（principe de legalite）」の発展可能性に関する序論的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 104-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高畑 柊子	4. 巻 97(2)
2. 論文標題 フランス越権訴訟における取消判決の法理論（九・完）；「適法性の原理（principe de legalite）」の 発展可能性に関する序論的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 110-136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高畑 柊子	4. 巻 85(2)
2. 論文標題 フランス都市計画法典の改正からみる行政裁判官の職責	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 45-80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 高畑 柊子
2. 発表標題 フランス越権訴訟における取消判決後の行政の行為規範
3. 学会等名 公法判例研究会（東北大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高畑 柊子
2. 発表標題 フランス越権訴訟における取消判決後の行政の行為規範
3. 学会等名 フランス行政法研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------